



岡山県内で L P ガスをお使いの皆様へ



岡山県内の約6割のご家庭などをご利用いただいているLPガスの料金が高騰していることから、岡山県では、県民の皆様の負担軽減策として、一般の家庭や業務用（飲食店等）でLPガスをお使いの方のLPガス料金について、1か月1契約あたり1,000円（税込1,100円）を上限に値引きを行います。

対象となる方

- ・ 県内の一般家庭および業務用（飲食店など）としてLPガスをお使いの方
※高圧ガス保安法上の消費者、国及び地方公共団体等の公的機関は対象外

対象期間（使用月）

- ・ 岡山県全域：令和5年7月分から9月分まで（3か月分）

料金値引きの方法

- ・ 対象となる期間について、契約件数（メーター）1件につき、1か月あたり1,000円（税込1,100円）が差し引かれた額での請求となります。

※請求料金が1,000円未満の場合は、請求料金が上限となります。

※8月分の請求時に7月分を合算した2か月分が値引きされる場合があります。

- ・ 利用者の方による手続きは必要ありません。自動的に請求料金から差し引かれます。

※この制度に参加されないLPガス販売会社とご契約の方は値引きを受けることはできません。



詳しくは、岡山県LPガス料金高騰対策支援事業費
助成事業事務局ホームページ
<https://www.okayama-lpg.com/>をご確認ください。

